

令和7年厚岸町議会第1回定例会 条例審査特別委員会会議録		
招 集 期 日		令和7年 3月 5日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和7年 3月 10日 午前10時03分
	延 会	令和7年 3月 10日 午前10時56分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音 喜 多 政 東	○	12		
6	中 川 孝 之	○			
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	佐 藤 貴 紀	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	石 塚 徹	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	蔵 光 貴 弘
総合政策課長	三 浦 克 宏	教 委 生 涯 学 習 課 長	車 塚 洋
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	鈴 木 康 史	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	渡 部 貴 志	監査事務局長	川 越 一 寿
保健福祉課長	早 川 知 記	農委事務局長	江 上 圭
環境林務課長	真 里 谷 隆		
水産農政課長	高 橋 政 一		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	堀 部 誠		
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	塚 田 敦 子		

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(7 . 3 . 10)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(条例審査特別委員会)

厚岸町議会 条例審査特別委員会会議録

令和 7 年 3 月 10 日
午前 10 時 03 分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、3 月 7 日に引き続き、条例審査特別委員会を開会いたします。

議案第 48 号は 3 月 7 日の審査中において、町長から議案第 48 号を取り下げるとの発言がありましたので、皆さんにお諮りの上、審査を取りやめました。

同日に町長から議案第 48 号の事件の撤回請求書が提出されたことから、ただ今、本会議においてこれが許可されたので、議長から本委員会に送付されました。

よって本委員会での審査は終了いたします。

それでは、3 月 7 日に引き続き、議案第 53 号の審査を進めてまいります。

議案書 59 ページです。引き続き、第 2 条から進めてまいります。

ここで、3 月 7 日の本委員会において、2 番、室崎委員の質疑に対する町民課長の答弁において、一部訂正の答弁を行いとの申し入れがありましたので、これを許します。

町民課長。

- 町民課長（渡部課長） 3 月 7 日、議案第 53 号の審議中、2 番室崎委員のご質問に対する答弁の中で、精査をしましたところ誤り等がありましたので、訂正をさせていただきたくお願い申し上げます。

まず、第 2 条第 1 号中、犯罪の定義についてのご質問に対し、殺人、強盗、傷害などの刑法に抵触する行為という旨の答弁をいたしました。が、正しくは、犯罪とは刑法などの刑罰法規に規定された構成要件に該当すること。

次に、実質的に刑罰に当たるかどうかの違法性、その人のその行為を犯罪行為であって、刑罰を課するものと判断できるかという有責性の 3 点について要件を満たしているもの。犯罪及びこれに順ずる心身に有害な影響を及ぼす行為についてのご質問に対し、DV、虐待、ストーカー、性暴力といったような、心身に有害な被害を及ぼす行為という旨の発言をしましたが、正しくは、犯罪は構成要件、違法性、有責性の要件を満たしているものであり、これに順ずるといった場合は、構成要件、違法性まではあるが、心身喪失状況時の行為があった場合の有責性の要件を満たさない場合など、犯罪によらない場合があるものに訂正をお願いするものであります。

次に、同条第 2 号中、犯罪行為のうち国外犯罪を除いた理由の質問に対し、犯罪行為を確認する手立てとして警察に判断を委ねることになるが、国外犯の場合、日本の警察では認知できない旨の答弁をしましたが、正しくは、国の給付金支給の法律をモデルにして規定したものであり、国と同様の基準でできる支援を行いながら今後運用していく上で、国の動向にも注意しながら必要な改正を検討してまいります。

2、人の生命または身体を害する罪に当たる行為についてのご質問に対し、殺人または傷害に当たるもので広く捉えていただきたいという旨の回答をしましたが、正しくは、広く考えて人の生命や身体に影響を及ぼしたものは全て支援する考えをとっております。

2、過失による行為を除く理由の質問に対し、過失犯には様々な形態があり、例えば自動車、自転車、スキーでの衝突した時も過失であり、過失自体の裾の広がりが線引きが難しいという国の考え方もあるという旨の答弁をしましたが、正しくは、厚岸町としては犯罪被害者等の支援を行うため、本条例を制定いたしたく、新しい制度を作る上で複雑な部分もあるため、国の給付金支給の法律をモデルにして本条例案を作っており、過失についても国の基準に合わせたものであります。今後運用していく上で、不都合等があった場合は、国の動向にも注視しながら改正を含め検討していきたいと考えています。に、訂正をお願いするものであります。

今後、このようなことがないよう意を配してまいりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●2 番（室崎委員） 分かりました。確認させていただきます。

まず、一号犯罪等についてはよくわかりました。それから、二号犯罪行為に関することでは、とりあえず国が犯罪被害者支援法をつくり、それから、犯罪被害者支援給付、ちょっとすみません、名前を忘れてしまいました。要するに見舞金を給付するための法律をまた作っています。その基準に則って条例をつくる。今後、その運用や、あるいは国の動向、いろいろな諸般の事情によっては、変えることもやぶさかではない。そういう趣旨の答弁だったというふうにお聞きしたのですが、その解釈でよろしいですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ただいま、ご質問者の言うとおりでございまして、厚岸町としてはまず国の基準をモデルにした中で、この条例自体を制定していただいた上で、1 日も早く支援を行ってきたいといったような考えでおります。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●2 番（室崎委員） 分かりました。そういう考えでやっているのだということが明確になりました。

あと一つ、2 条に関連してお聞きしたいのですが、1 号で犯罪等というのを決めて、犯罪被害者等というのが5 号で決まっています。これが対になっているわけです。そして、犯罪等により被害を被った者というのが犯罪被害者等の中心であると、そういう解釈になるかと思えます。

それで、2 号の犯罪行為というのがここに出てきますが、これは4 号の犯罪被害というものと対になっている。犯罪等ということから考えられる犯罪の被害と、それから、2 号と4 号を重ねていった時の犯罪被害というのでは、範囲にだいぶ違いがあります。要件が厳しくなっているわけですね。

これは9 条にかかっていく問題で、9 条の時にもう一度詳しくお聞きしますけれども、そういうような構造になっているというふうに、ここは読みなさいということでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） そのとおりでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他に2 条ございませんか。

11 番。

●11 番（杉田委員） 何点か教えていただきたいところがありまして、今の2 番委員の質問の中からののですが、経済犯罪と言いますか、経済事犯と言っているのでしょうか。

例えば、窃盗、詐欺、横領といったものは、これには含まれないということでしょうか。確認になります。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 犯罪というふうに取りられるような行為であれば、窃盗や詐欺でも、要は殺人とか傷害というものには当てはまりませんが、精神的な病を負ったなどという場合は当然支援の対象になります。

見舞金の支給に関しては、あくまでも生命であったり、傷害であったりという部分しか見舞金の対象にはなりませんけれども、その他の支援については、そういったケースも支援の対象になりうるということでございます。

●委員長（竹田委員） 11 番。

●11 番（杉田委員） 少し意地悪な質問になってしまうかもしれませんが、窃盗、横領で精神的には何も問題がないという場合には、これに当てはまらないのでしょうか。

経済的には被害者として損失は受けていますが、精神的には何も問題がない場合にはこれに当てはまらないということでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） まず、犯罪に含まれるというのが大前提なのですが、この度の条例は支援を必要としている方に対するものであって、犯罪を受けた方全てではなくて、支援を必要としている方、そういう方が我々のほうに相談に来ていただいて、どういった困りごとがあるのかといったところを聞き取りながら必要な支援を行っていくといったような中身になっております。

●委員長（竹田委員） 11 番。

●11 番（杉田委員） 分かりました。この被害者と認定するのは、今、課長がお答えになったのかもしれませんが、被害者と認定するのは、いつ、誰が、どの時点で行うのかということを確認させてください。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 事務的な流れで申し上げますと、まず被害者の方が役場の窓口に来ていただいて、こういった事件にあったとか、そういったお話をしていただいた上で、いろいろ書類には書いていただきますが、その上でいつどこでどういったことが起きたのか、どこの警察署にそういう被害届を出したのかと、そういう聞き取りをして、警察等にも確認を取った上で手続きを行っていくといったような流れになっています。

●委員長（竹田委員） すみません。逐条でやっているのですが、この場所の 2 条の定義において、どういうふうになっているのかという質問なのですが、その認定するしないという部分についてはこの 2 条の部分についての質問には、今この逐条でやっているのですが、当てはまらないというふうに私は思うのですが。

ですから、別な条項でその質問をしていただければと思うのですが。

●11 番（杉田委員） 分かりました。

●委員長（竹田委員） よろしいですかね。

その他に 2 条、11 番委員あれば、よろしいですか。

● 11 番（杉田委員） はい。

● 委員長（竹田委員） 他に 2 条ございませんか。

（な し）

● 委員長（竹田委員） なければ 3 条に移ります。3 条ございませんか。

（な し）

● 委員長（竹田委員） なければ 4 条。

（な し）

● 委員長（竹田委員） なければ 5 条。

（な し）

● 委員長（竹田委員） なければ 6 条。

（な し）

● 委員長（竹田委員） なければ 7 条。

（な し）

● 委員長（竹田委員） なければ 8 条。

（な し）

● 委員長（竹田委員） なければ 9 条。
2 番。

● 2 番（室崎委員） ここは見舞金の支給の条文ですね。

他と違って、ここだけは犯罪被害者等に関する支援とか施策という言葉は使っていないのです。

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたとき、その犯罪行為によって死亡あるいは重傷病を受けたものという、犯罪行為による身心への被害という書き方なのですね。

これは定義のときに割と詳しくお聞きしたのですが、犯罪被害者等というのとは範囲が違うというか定義の仕方が違います。

このところ、違いをもう少し分かりやすく教えていただきたい。

● 委員長（竹田委員） 町民課長。

● 町民課長（渡部課長） お答えいたします。

まず先ほどからのお話の中で、犯罪等という 2 条の第 1 号になりますが、犯罪等については犯罪等により害を被った者ということで、犯罪被害者等という定義のもとに見舞金以外の支援を行うといったことにしております。

この見舞金の支給については、ご質問者がおっしゃるように、書いているままになっ

てしまうのですけれども、犯罪の原因となった、要は定義でいきますと2条の第4号になりますが、犯罪被害の原因となったということは、犯罪行為による死亡または重傷病の原因となった犯罪行為が行われたとき。要は犯罪行為ですから、日本国内における刑法上の罪に当たる行為になるのですけれども、そういった方に対する遺族の方と重傷病を受けた方に対しての見舞金を支給するというところで、明確な表現を変えているといったような内容になっています。

●委員長（竹田委員） 2番。

●2番（室崎委員） あまり時間もかけたくないのので、私から気づいたことを言いますので、私が間違っているかどうかを教えてください。

犯罪等という次に犯罪行為というのがあって、そこでまた要件が書かれている。

9条はこの犯罪行為の方を使う。

それから、犯罪被害というところ、これも9条でだけ使っている。犯罪被害者等という言葉になっていますから。

それらを全部寄せ集めると、他の条文では犯罪被害者等の支援はと、こうなっています。ここだけは、犯罪被害の原因となった犯罪行為という書き方なのです。犯罪被害のほうにいくのです。

犯罪被害者等と犯罪被害という条文を比べてみますと、犯罪被害のほうは、被害届が警察に受理されていることと明記されています。

というふうに、二重、三重に複雑な定義の仕方をしているのですが、それをこうより分けて、積み重ねてみますと、9条でいうところの要件としては、同じ犯罪にあるいはその犯罪に準じるような行為によって被害を受けた場合と言いながら、その対象となるものは、国内犯であること。それから故意による犯罪であること。そして被害届が受理されていること。これが全部要件で入ってくる。こういう要件に当たらないと、見舞金は支給しませんと。

それから、犯罪被害者等に対していろいろな精神的、物理的、その他の支援をずっと書いていますが、そこは犯罪被害者等がという言い方で、等にとか等がとがありますけれども、対象となっているのは犯罪被害者等なのです。

これは犯罪等により害を被った者なのです。

だからこういう要件が入っていません。こういうふうに解釈したのですが、うまくないでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

ちょっと回答になっているか答弁になっている分かんないのですが、確かに非常に解釈が複雑な条文になっていることは確かなのですけれども、このようにしたのは、国の給付金の支給等に関する犯罪被害者等の支援に関する法律において、犯罪被害者等の定義がございまして、給付金の支給対象の条文があるのですけれども、それを参考にさせていただいた上で、このような形を取らせていただいているといったところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●2番（室崎委員） それは分かっています。

先ほど答弁訂正でもって、そのところきちんとおっしゃっていますから、国の基準にとりあえず従って、まず作ることが先だと言うのでやったということだと思います。

私が聞いているのはその解釈なのです。見舞金が支給されるかされないか、これをき

ちんと決めておかねばならないですよ。Aさんが来たときに9条に当たると思っ
て見舞金支給したけれども、Bさんが来たときによく考えたらこれ当たらないから、と
いうことはできないわけですよ。

そのときに、犯罪被害者等というのは非常に広いです。本当に相談に来る人で対象に
ならない人はこの定義だったら、ほとんどないのではないかというくらい広いですよ。

ところが見舞金になるとぎゅっと締めているわけです。その是非についてはまた別の
話です。それはなぜかという、今全くゼロから創設するとなると時間もかかるし、い
ろいろあるから、さしあたってはモデルになる国の基準というものを、借用という言い
方もおかしいのだけれども、使ってやりますという答弁あったわけです。それは私は、
なるほどと分かりました。

その上での解釈として、この場合には国内犯、故意犯、それから被害届の受理、この
あたりが要件になるのかなと。

あの、犯罪被害者等ということであれば含まれるのだけれども、犯罪被害者等全部が
見舞金支給の対象にはならないで、こういう厳格な要件を持った者だけが対象となると
いう規定の仕方であるというふうに、解釈してよろしいかと聞いてるのです。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 申し訳ございません。

まずこの9条の解釈はご質問者がおっしゃるように、まず第2条の2号で規定してお
ります、犯罪行為に該当する方のみが見舞金の支給対象するという条文になっておりま
す。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 申し訳ございません。

ご質問者がおっしゃったとおり、犯罪行為の中で国内犯であり、国内犯の故意犯であ
って、警察等に被害届けが警察等に受理されているものに限定されているということど
うございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●2番（室崎委員） くだいようで申し訳ないが、そうすると9条でいうところの対象者
の、これはどういうふうに言ったらいいのかな、犯罪行為により死亡した者、遺族及び
重傷病を受けた者という形で見舞金の支給対象者が決められている。

これと一般的支援を受ける犯罪被害者等とは別の概念ですね。違いますね。確認しま
す。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） ご質問者がおっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 2番。

●2番（室崎委員） それで、厚岸町犯罪被害者等支援推進計画案となっていますが、こ
れが出ています。

非常になるほどなということが書いて、役場挙げてと言ったらいいのかな、町挙げて
こういう問題に取り組んで支援をしていくんだという決意がよく現れていて、非常によ
くできた計画だなと思って読ませていただきました。

その10ページです。推進施策重点項目2というのがあります。その1が見舞金の給付です。そこに解説文が入っています。

犯罪被害者等が死亡または全治1ヵ月以上の負傷疾病を負った場合に、見舞金を給付しますと書いてある。

今までの話と違うのではないのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） ご指摘のとおり、今までの説明と違う表現になっております。

これは誤りでございまして、条例のほうの解釈に合わせた形で改めさせていただきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●2番（室崎委員） この条例の根幹部分の一つです。そういう絞りをかけることがいいのか悪いのかという判断はちょっと別にしまして、この条例の構造上、定義のところと、それからこの対象者がどうなるのか、それが決まらない限りあれやります、これやりますと言っている、誰を相手にして支援したらいいのという話になります。

その部分で指摘されたら間違いでしたと言うのであれば、信用できないですね、とても。

計画であるから、分かったからどんどん変えればいいのかという程度の、軽いもので作ったのですか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 決してそのような考えで作っているわけではないのですが、今一度、この推進計画自体、再度きちんと見直した上で、改めるところは改めて、正すべきところは正していきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●2番（室崎委員） はい。

●委員長（竹田委員） 10番。

●10番（堀委員） 第9条で教えて欲しいのですが、規則が配られていまして、第9条に関連するのは、規則の第5条とか第4条なのですが、ここで社会通年上という、しっかりとした累計例示されていない文言が出てきているのですが、社会通年上、適切である場合と適切でない場合というのは、どのようなことなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時37分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開します。
町民課長。

●町民課長（渡部課長） お時間をいただきまして、すみませんでした。

ご質問にあった社会通年上、適切でない認められる時という場合ですが、見舞金の支給が加害者の利益になる場合や、不適切な人間関係の中で発生した犯罪被害の場合などが想定されます。

例を挙げますと、友人関係で同居している加害者と被害者において、加害者が被害者の収入などを一括管理している、見舞金を申請させるなどによって加害者の利益になる可能性がある場合。それからもう1点ですが、被害者と加害者は犯罪グループの仲間同士であって、仲間内の犯罪行為により被害を負った場合など、まだまだケースはあると思いますが、例えばそういったような感じになります。

●委員長（竹田委員） 10番。

●10番（堀委員） 分かりました。

ただ、いま課長もなにかを見てやっていると思うのですが、そういうのをどこかに必要ではないかと思います。社会通年上というのはどういうものか、社会通年というのは大体動きますから、ある程度累計例示しておかないと10年後の常識というのはどうなっているのか分かりませんから、そういうのが必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 全く私もそのとおりだと思っております、推進計画というのは案として示しているのですけれども、その他に、今言ったように事務の取扱いのマニュアルやハンドブックといったものを作成しようかなと考えておまして、ただいまご指摘のあった部分についても、そういった部分でカバーできればなというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

●10番（堀委員） はい。

●委員長（竹田委員） 11番。先ほど止めた質問なのですが、どのタイミングでということであれば、この9条で聞くべきかと思うのですが、よろしいですか。

11番。

●11番（杉田委員） ありがとうございます。

被害者と認定するのは、いつ誰がということの質問だったのですけれども、ここでもろしかったですか。

●委員長（竹田委員） はい。

●11番（杉田委員） 恐らく課長がお答えいただいたのかなと思うので、加えて恐らく、多分委員長からお叱り受けるかもしれませんが、この被害者が申告して初めて被害者認定されると思いますが、例えば性被害ですとか、後ほど出てきます児童生徒は、なかなか自らということが難しいと思いますので、その犯罪自体を認知した段階で積極的に関与していただきたいなということを最後に申し上げたかったです。なので、最後で結構なのだと思いますけれども、総体かなと思います。

●委員長（竹田委員） 質問も答弁もいないということでいいのですか。

- 11 番（杉田委員） 今の積極的に、恐らく応急的な条例と言ったら失礼なのかもしれませんが、今後改正の余地はさらにあるものだと思いますので、その被害者からの申告に関しての受け入れ体制と言いますか、認知体制をしっかりといただきたいなど、こういった条例があるよということも含めて周知していただきたいなという、意見というか、質問というか。

- 委員長（竹田委員） 町民課長なにかありますか。

タイミング、どこで誰がどうやって見つけて、どうやって支給するんですかという単純な話です。総体でやる部分でもないのです。15 条は全く違うので。

町民課長。

- 町民課長（渡部課長） 申し訳ございません、お時間いただきまして。

今、逐条の 9 条の部分ですので、見舞金の部分のお答えになりますが、被害者の認定をどのタイミングでするのかということと、児童生徒の被害のご質問だと思います。

先ほど申し上げましたが、犯罪被害の認定というか、その確認自体は、町の窓口に来ていただいた上で、警察とのやりとりで確認を取らせていただくということになります。

性被害とか児童生徒の部分については、なかなか僕らも知り得る手立てがないといった時には、やはり窓口に出向いていただくなり、電話でも構いませんし、相談をいただいた上で、確認を行うといった流れになるかと思います。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。

9 条、他にありませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、10 条。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ 11 条。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ 12 条。

4 番。

- 4 番（金子委員） 12 条居住の安定ですが、読ませていただいて、11 条で安全の確保で、町はDV、ストーカー等、そういう被害に対して住民票や附票とかも発行制限を行って、犯罪被害者の方々をかなり保護するように頑張っていると思うのですが、この居住の安定の中で、犯罪行為により住宅に住めなくなり、一時的あるいは中期的な居住を確保する必要がある場合、町営住宅等の情報を提供すると書いているのですが、ストーカーとかDVの人というのは、逆に町営住宅って町に限られた数しかないので、そこに避難すると逃げた場所が分かりやすいと思うのですが、その辺りどうお考えでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（渡部課長） あくまでもこの部分については、情報提供とできる支援として優先的に入居することができるといったような考えではおるのですけれども、あくまで

も被害者の方が望まないのであれば、入居を促すようなこともないですし、あくまでも希望があれば、開いている公営住宅に優先的に入っていただくといったような考えでございます。

●委員長（竹田委員） 4 番。

●4 番（金子委員） その中で町営住宅とか、被害者の方からすれば引っ越すだけでもお金がかかると思うのですよね、どこにでも。なので、町営住宅、公営住宅というのは、家賃が安いし費用も抑えられるので、例えば、近隣の町村とこういときは連携して、厚岸町外の公営住宅なども情報提供というか、連携した上で避難場所にするということになれば、加害者側も選択肢がいっぱいあるから、その中から見つけ出すというのはなかなか難しくなると思うのですが、そのあたり近隣町村と連携をとって犯罪被害者等を保護するというお考えはないでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

当然、私たちも各関係機関、身近なところで言えば警察署、それからこういった犯罪被害に対する相談を受ける、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターという団体があるのですけれども、そういった所とまずはいろいろな相談をさせていただく。

被害者の置かれている立場って様々なものですから、そういう方の置かれている状況に合った相談を受けて、被害者の方が望むことであれば、あらゆる手段を使いながら情報を集めて、その期待に応えられるように支援をしていきたい。

もちろん、ご質問にあったような隣の公営住宅を紹介してもらおうとか、そういった支援については全くやぶさかではないので、そういったことも行っていきたいというふうに考えています。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

12 条他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ 13 条。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ 14 条。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ 15 条。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ 16 条。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ 17 条。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ 18 条。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ 19 条。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ 20 条。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ附則 1、施行規律ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ附則 2、適用区分ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ附則 3、厚岸町生活安全条例の一部改正ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。
2 番。

- 2 番（室崎委員） 逐条で疑問点をいろいろとお聞きしました。

全体について言えることは、非常にこれを練り上げていく時間が短かったのではないかと。そのために十分な内部における事前の審議が、十分でなかったのではないかという印象を、答弁を聞いてて受けます。

しかし、とにかくこういうようなものを早く作らなければならないという社会的要請を受けて、今回この犯罪被害者になって苦しんでいる人に寄り添うことを、厚岸町は行います、という態度を明確に宣言するために、こういう条例を作ったのだなというふうに私は解釈しております。そのこと自体には、現在の時代の要請に沿ったものだというふうに思いながら質問させてもらいました。

ただ、個々具体的な問題の中に、どうも担当者を含めて作ってみた条文の意味がよくつかんでいないのではないかと、思われるような事案が幾つも出てきました。

お願いなのですが、この条例を本当に意味のあるものにするためには、先ほども私ちょっと触れた推進計画のようなものが、単に紙の上にかかれたもので終わらないで、実際に実効性あるものとして動かなければ駄目ですね。

その担当の中身を見ていくと、町民課、それから保健福祉課がたくさん出てきます。そうでなくても忙しい部署に、非常に大きな仕事ですね、どんと振りかかっている感じがするわけです。

それだけに、その時になってから条文を読んで、これどういうことなのだろう。相談に来た人が対象になるかならないか、そこでもって条例ひっくり返すようではもう話に

ならないわけです。

だから、この後これだけのものを作ったのですから、その実のあるものにするためには、研修なり勉強会なり、これを関連部署だけででも、相当に深化したものをやらない、深化というのは深いという意味ですよ。やらなきゃならないだろうと、そのように思いますが、そういうことについてはどのように考えておりますか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私のほうから答弁させていただきます。

今回の条例をご質問者言われるように、今回の条例については非常に町内で話し合いを持つ中でも非常に難しい部分が、悩む部分が正直多くありました。

本来は12月定例会に上げさせていただきたいということで、担当課も準備を進めてきたのですが、せっかくこの条例を作って何をやるという計画部分、それからどういうふうにやっていくのかというマニュアル的な部分がないと、進めていけないだろうということがありまして、今までの間、担当課中心にそういうことをやってきました。

ご質問者言われるように、実のあるものにしていくために、担当課それぞれの担当する部署は多岐に渡りますので、その辺の認識部分含めて、さらに詰めさせていただきたいというふうに考えてございます。

少しその部分については時間を、あまり時間をかけすぎるものではないのですけれども、じっくり腰を据えて打ち合わせをさせていただきながら詰めていきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他に総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

よって、条例審査特別委員会を閉会いたします。

午前10時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

条例審査特別委員会

委 員 長